

2026年3月24日

住友生命 総代候補者 立候補の届出について

住友生命保険相互会社  
総代候補者選考委員会

## 1. 届出方法

下記2. に記載の届出書類を電子メールまたは郵送にてご提出ください。

電子メール宛先：[soudai@am.sumitomolife.co.jp](mailto:soudai@am.sumitomolife.co.jp)

(2026年6月19日受信分まで有効)

郵送宛先：〒104-8430 東京都中央区八重洲 2-2-1 住友生命保険相互会社 経営総務室 行

(2026年6月19日消印有効)

## 2. 届出書類

上記1. に記載の受付期間内に、2点の書類をご提出ください。

なお、ご提出いただきました書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

【電子メールの場合】 必要書類のダウンロードはこちら ([リンク](#))

- ・ **届出書類①** 総代候補者立候補届出書
- ・ **届出書類②** ご本人確認に関する資料 (運転免許証・パスポート・マイナンバーカード\*のいずれかの画像データ (JPEG、PNG、PDF 形式))

**※マイナンバーカードについては、表面のみご提出ください (裏面は提出しないでください)。**

**運転免許証については、裏面に記載がある場合のみ、裏面もご提出ください。**

【郵送の場合】 必要書類のダウンロードはこちら ([リンク](#))

- ・ **届出書類①** 総代候補者立候補届出書
- ・ **届出書類②** ご本人確認に関する資料 (台紙にコピー貼付)

## 3. ご提出にあたっての留意点

【**届出書類①** 総代候補者立候補届出書】

- ・ 次ページの見本をご参照のうえ、ご入力・ご記入ください。郵送される場合は、楷書体でご記入ください。

【**届出書類②** ご本人確認に関する資料】

- ・ 電子メールの場合は、ご契約者ご本人様であることの証明として、顔写真付きの本人確認書類 (運転免許証・パスポート・マイナンバーカード\*のいずれか) の画像データをご提出ください。
- ・ 郵送の場合は、ご契約者ご本人様であることの証明として、顔写真付きの本人確認書類 (運転免許証・パスポート・マイナンバーカード\*のいずれか) の写し (コピー) を台紙に貼付のうえご提出ください。

**※マイナンバーカードについては、表面のみご提出ください (裏面は提出しないでください)。運転免許証については、裏面に記載がある場合のみ、裏面もご提出ください。**



立候補にあたり、下記の項目について確認しております。

※各項目をご確認のうえ、該当する場合や把握・同意いただけた場合に口に✓をください（一部の項目にチェックが入っていない場合は、立候補を受付できません）。

<input checked="" type="checkbox"/>	受付期間末日（2026年6月19日）時点で2年以上継続して社員資格を有する個人の社員である※。 ※：資格要件を有するご契約者であっても、次の方は総代になることができません。また、保険契約の満了等により、総代就任前に社員資格を喪失すると認められる場合も立候補できません。 一 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの者 二 未成年者 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 四 現在の保険約款における重大事由による解除の規定に該当する者
<input checked="" type="checkbox"/>	受付期間末日（2026年6月19日）時点から遡って10年以内に住友生命保険相互会社の役員または従業員であった期間がない。
<input checked="" type="checkbox"/>	住友生命保険相互会社の役員または従業員と同居かつ生計を一にする者、配偶者または2親等以内の親族でない。
<input checked="" type="checkbox"/>	受付期間末日（2026年6月19日）時点で他の生命保険会社の総代に就任しておらず、かつ就任する予定もない。
<input checked="" type="checkbox"/>	就任（2027年4月1日）時点で住友生命保険相互会社の総代としての就任期間が2期を超えていない。
<input checked="" type="checkbox"/>	総代の役割等（お知らせ内容に掲載している <a href="#">リンク先</a> の内容）を把握した。
<input checked="" type="checkbox"/>	総代選出に関する業務等のため、本届出書に記載する個人情報について、住友生命保険相互会社が取得・利用することに同意する。

以上